

令和 7 年度 狩猟免許試験実施要項

京 都 府

- ・ 本年度は5回の狩猟免許試験を実施します。
- ・ 試験当日に体調不良の方（せき・発熱等の症状がある方、新型コロナウイルス感染症等に罹患し治癒していない方など）は、受験を控えてください。ただし、この場合手数料は返還できませんので、あらかじめご了承ください。

1 免許試験を受けられる資格

京都府内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （1）網猟免許及びわな猟免許にあつては十八歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては二十歳に、それぞれ満たない者
- （2）精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として次のものにかかっている者
 - ア 統合失調症
 - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
 - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - エ 前号に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- （3）麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- （4）自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
- （5）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号、以下「法」という。）又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- （6）法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

2 試験科目

- （1）知識試験（筆記試験）
 - ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
 - イ 猟具に関する知識
 - ウ 鳥獣に関する知識
 - エ 鳥獣の保護及び管理に関する知識
- （2）適性試験

視力、聴力、運動能力について、次に掲げる合格基準に示す能力を備えているかどうかについて試験を行う。

科 目	合 格 基 準
視 力	1 網猟免許又はわな猟免許に係る適性試験にあつては、視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で0.5以上であること。 ただし、1眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。 2 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で0.7以上であり、かつ、1眼でそれぞれ0.3以上であること。 ただし、1眼の視力が0.3に満たない者又は1眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
聴 力	10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。
運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。 ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

（3）技能試験

※ 技能試験は、「知識試験」と「適性試験」に合格しないと受験できないものとする。

猟具の取扱及び鳥獣の判別等について、次に掲げる課題で試験を行う。

狩猟免許の種別	課 題
網猟免許	1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 環境省令第2条第2号に掲げる網の一つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	1 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 2 環境省令第2条第3号に掲げるわなの一つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第一種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡を模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第二種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

（4）免許試験の一部免除

網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けており、それと異なる狩猟免許を受けようとする者は、**知識試験のうち**「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令」、「鳥獣に関する知識」及び「鳥獣の保護及び管理に関する知識」を免除する。

3 免許試験の日時、場所

	試験科目	日 時	試 験 会 場	受付期間
第1回 狩猟免許試験	知識試験 適性試験 技能試験	7月10日(木) 午前9時30分～ 〔・午前…知識試験 適性試験 ・午後…技能試験〕	綾部市市民センター (あやべ・日東精工アリーナ) 綾部市西町三丁目南大坪39の10	5月27日(火) ～6月26日(木) 日曜日及び土曜日を 除く。
第2回 狩猟免許試験	知識試験 適性試験 技能試験	7月30日(水) 午前9時30分～ 〔・午前…知識試験 適性試験 ・午後…技能試験〕	綾部市市民センター (あやべ・日東精工アリーナ) 綾部市西町三丁目南大坪39の10	5月27日(火) ～7月16日(水) 日曜日及び土曜日を 除く。
第3回 狩猟免許試験	知識試験 適性試験 技能試験	9月11日(木) 午前9時30分～ 〔・午前…知識試験 適性試験 ・午後…技能試験〕	京都府庁3号館 京都市上京区下立売通新町西入 菰ノ内町	5月27日(火) ～8月28日(木) 日曜日、土曜日及び 祝日を除く。
第4回 狩猟免許試験	知識試験 適性試験 技能試験	9月27日(土) 午前9時30分～ 〔・午前…知識試験 適性試験 ・午後…技能試験〕	京都府庁3号館 京都市上京区下立売通新町西入 菰ノ内町	5月27日(火) ～9月12日(金) 日曜日、土曜日及び 祝日を除く。
第5回 狩猟免許試験	知識試験 適性試験 技能試験	12月2日(火) 午前9時30分～ 〔・午前…知識試験 適性試験 ・午後…技能試験〕	京都府庁3号館 京都市上京区下立売通新町西入 菰ノ内町	5月27日(火) ～11月18日(火) 日曜日、土曜日及び 祝日を除く。

4 申請の手続

(1) 申請受付時間

午前8時30分から午後4時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 申請先

最寄りの各京都府総合庁舎又は京都府京都林務事務所に、下記(3)の申請書類等をそろえて申請すること。

郵送による申請も可とするが、受付期間内に住所地を所管する公所へ特定記録郵便で必着のこと。

(3) 申請書類等

ア 狩猟免許申請書（次に掲げるイ及びウを貼り付ける。）

イ 写真（申請書提出前6箇月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景のもので、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）

ウ 免許申請手数料

5,200円（ただし、現に網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を受けており、それと異なる狩猟免許を受けようとする者は、3,900円）分の納付済証。複数の狩猟免許を受けようとする者は、免許の種類ごとに免許申請手数料を要する。

なお、狩猟免許申請書受理後、免許申請手数料は返還いたしません。

エ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可にかかる許可証の写し。許可を受けていない場合はこの要項の1(2)～(4)に示す者（精神障害等）でないことを証明する医師の診断書

※ 診断書は、申請書提出日前6箇月以内のもの。

オ 住民票の写し又は現住所が確認できる本人確認書類（マイナンバーカード（通知カード含む）、運転免許証、健康保険証、公共料金請求書）のコピー。ただし、申請窓口においてこれらの書類を提示した場合は添付を省略することができる。

5 合格発表

合格発表は、各京都府総合庁舎及び京都府京都林務事務所に掲示するとともに、京都府ホームページでも掲載する。

合格発表の日時は次のとおり。

〔第1回狩猟免許試験〕	8月 7日（木）	午前9時から
〔第2回狩猟免許試験〕	8月27日（水）	午前9時から
〔第3回狩猟免許試験〕	10月 9日（木）	午前9時から
〔第4回狩猟免許試験〕	10月24日（金）	午前9時から
〔第5回狩猟免許試験〕	12月23日（火）	午前9時から

6 狩猟免状の交付

免許試験に合格した者は、免状交付開始日以降に、印鑑（署名可）と受験票を持参の上、申請を受け付けた各京都府総合庁舎又は京都府京都林務事務所で狩猟免状の交付を受けること。

	免状交付開始日
第1回狩猟免許試験	8月 7日（木）
第2回狩猟免許試験	8月27日（水）
第3回狩猟免許試験	10月 9日（木）
第4回狩猟免許試験	10月24日（金）
第5回狩猟免許試験	12月23日（火）

7 注意事項

(1) 試験当日の受付は、午前9時から行う。

(2) 試験当日は、受験票及び筆記用具を持参すること。

(3) 受験時は係員の指示に従うこと。指示に従わないときは退場を命じることがある。

(4) 各試験会場においては、駐車場・駐輪場を確保していないため、来場に当たっては公共交通機関を利用のこと。